

2025年9月2日

各 位

会 社 名 株式会社ネクスグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石原 直樹
(スタンダード市場・コード 6634)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長 齊藤 洋介
電 話 03-5766-9870

連結子会社に係る保全抗告の棄却に関するお知らせ

当社は、2025年8月28日付「連結子会社に係る仮処分決定の認可に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社が株式会社クシム（以下「クシム」といいます。）に対して申し立てた議決権行使禁止の仮処分命令申立事件（以下「本件基本事件」といいます。）に関し、東京地方裁判所より当社の申し立てを認容する仮処分決定（以下「原々決定」といいます。）が下された後、クシムは原々決定の取消し等を求める保全異議を申し立てておりましたが（以下「本件保全異議申立」といいます。）、同裁判所は本件保全異議申立を退け、原々決定を認容する旨の決定（以下「本件認可決定」といいます。）がされた旨をお知らせしておりました。

本件認可決定に対して、クシムは、原々決定及び本件認可決定の取消し等を求める保全抗告を申し立てておりましたが（東京高等裁判所令和7年（ラ）第2099号議決権行使禁止仮処分決定認可決定に対する保全抗告事件：以下「本件保全抗告」といいます。）、2025年9月2日、東京高等裁判所は、本件保全抗告を棄却する決定（以下「本件抗告棄却決定」といいます。）を下しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

本件基本事件は、クシムが招集した当社の連結子会社である株式会社 ZED ホールディングス（以下「ZED ホールディングス」といいます。）の株主総会において、クシムによる議決権行使を禁止することを目的として、当社が2025年8月7日付で申し立てを行ったものであります。本件基本事件について、同月13日付で東京地方裁判所より、当社の申し立てを相当と認める原々決定が下され、また、同月27日付で本件保全異議申立も退け、本件認可決定が下されました。

その後、クシムより、同月28日付で本件認可決定に対する本件保全抗告がなされましたが、9月2日付で東京高等裁判所は、本件保全抗告を棄却する旨の決定を下しました。これにより、クシムは、9月3日に開催予定のZEDホールディングスの株主総会において議決権を行使することができないこととなりました。

本件抗告棄却決定により、2025年2月3日に行われたクシムの株式会社カイカフィナンシャルホールディングス（以下「カイカFHD」といいます。）に対するZEDホールディングスの発行済普通株式31,549株による代物弁済及び当社によるカイカFHDからの当該株式の取得、並びにその後の統治体制に対する正当性について、司法の複数の審級において一貫して当社の主張が支持されたものと認識しております。ZEDホールディングスの企業統治の公正性と安定性が、司法の場において確認されたことは、当社グループ全体の信頼性確保に資する、極めて重要な意義を有するものと考えております。

引き続き、当社及び当社グループは、法令を遵守し、透明性と公正性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上と株主の皆様の利益保護に全力を尽くしてまいります。

以上